

(仮称) くらべ市民交流センター管理運営計画策定委員会に関する要領

(設置)

第1条 (仮称) くらべ市民交流センター管理運営計画 (以下「運営計画」という。) を策定するため、(仮称) くらべ市民交流センター管理運営計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、運営計画の策定に関し、必要な審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委員会に係る審議が終了したときまでとする。

4 委員会の下部組織としてワークショップを置く。

(委員長及び副委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 ワークショップに座長を置き、委員の中から委員長が指名する。

5 座長は、ワークショップを総理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 ワークショップは、委員とは別に、市民から構成するものとし、座長が招集する。

4 ワークショップは、委員会に提案する事項について意見を集約又は調整する。

(アドバイザー)

第6条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、専門的な観点で助言等を行い、委員会を支援する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年11月27日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 この要領による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。